

令和3年度 沖縄県子ども食堂開設支援事業 募集要領

1 募集の目的

本事業では、民間団体が、食事を通して、子ども達が安心して過ごせる空間を提供する子ども食堂の開設に必要な経費について予算の範囲内で交付することにより、子ども食堂の取組を県内全域に普及・定着を図ることを目的に、「沖縄県子ども食堂開設補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき募集する。

2 補助内容

(1) 対象経費

交付要綱別表1に定めるものとする。

(2) 補助額

1か所につき50万円を上限とする。

3 補助対象事業

次に掲げる要件全てを満たすものとする。

- (1) 沖縄県内で実施されること。
 - (2) 18歳未満の子どもが必ず参加し、参加する子どもを幅広く募集し、制限しないこと。
 - (3) 18歳未満の子どもに、無料又は300円以下で食事を提供すること。
 - (4) 1運営日当たり平均10食以上提供できるよう努めること。
 - (5) 月1回以上開催し、1回当たり概ね2時間以上であること。
 - (6) 開設時間内においては、現場に常に責任者を配置すること。
 - (7) 周囲の環境、運営時間等に配慮すること。また、安全の確保を十分に図ることとし、賠償責任保険に加入すること。
- 2 ただし、次に掲げる事業は対象としない。
- (1) 個人の負担を直接的に軽減する事業
 - (2) 営利を目的とする事業
 - (3) 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む。）
 - (4) 国や地方公共団体の委託事業の受託もしくは補助事業からの助成を受けている事業

4 応募団体の資格要件

次に掲げる要件全てを満たす団体であること。

- (1) 交付要綱第8条の規定で定める交付決定を受けた日から90日以内に子ども食堂の運営を開始する団体であること。
- (2) 申請時点で、3年以上継続して子ども食堂以外の活動を行っている団体であること。
- (3) 3年以上子ども食堂を実施する見込みがあること。
- (4) 定款又は会則を備えていること。
- (5) 団体の所在地が県内にあり、代表者が定められた団体であること。
- (6) 団体の所在地にある市町村社会福祉協議会にボランティア団体の登録済み又は沖縄県子どもの居場所ネットワークに入会済みの団体であること。
- (7) 沖縄県のホームページに、補助金を交付する団体の一覧及び活動状況や開催状況な

どの情報を掲載することを承諾すること。

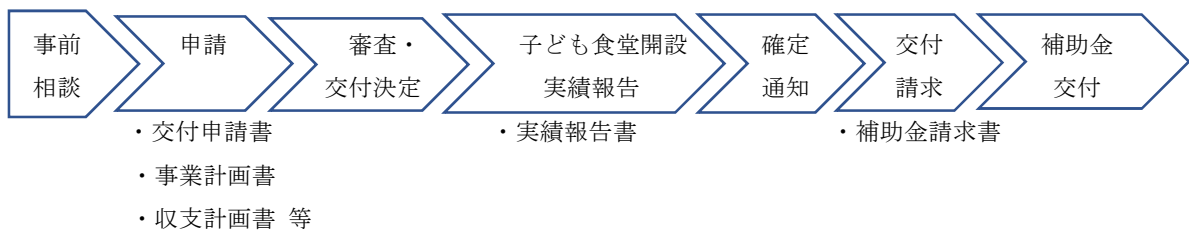
- (8) 特定の政治的又は宗教的活動をする団体ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。
- (10) 過去に子ども食堂開設補助金の交付決定を受けた団体ではないこと。ただし、補助対象事業を実施する場所を新たに追加する場合はその限りではない。

5 応募手続き及びスケジュール

随時受付を行うが、最終受付は令和3年10月29日（金）（必着）とする。

まずは事前にご相談ください。（「8 問い合わせ先」を参照）

事前相談から補助金交付までの基本的な流れは以下のとおり。



※申請書の審査等を行い、補助金交付の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

※補助金の交付を受けた会計年度終了後3年間、子ども食堂の実施状況について、子ども食堂実施状況報告書（第7号様式）を提出しなければならない。

6 申請時の提出書類

補助金の交付を申請する場合は、「子ども食堂開設補助金交付申請書（第1号様式）」に次の書類を添えて提出すること。

- (1) 子ども食堂事業計画（第1号様式別紙1）
- (2) 子ども食堂支援事業収支計画書（第1号様式別紙2）
- (3) 備品購入の場合は、取得予定物品一覧（第1号様式別紙3）
- (4) 施設改修の場合は、設計に関する図面及び改修場所の状況が分かる写真
- (5) 団体の定款又は規約及び役員名簿（第1号様式別紙4）
- (6) その他知事が必要と認める書類

7 留意事項

申請及び事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 交付決定の日から起算して90日以内に、子ども食堂の運営を開始すること。
- (2) 市町村社会福祉協議会や沖縄県子どもの居場所ネットワークの主催する研修や連絡会等に参加して、活動がよりよいものになるよう努めること。
- (3) 利用者の安全確保を図り、近隣への配慮に努めること。
- (4) 食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、保健所への許可や届出などが必要になる場合があるので、最寄りの保健所に事前に相談すること。
- (5) 申請に関する経費は、すべて申請者の負担とする。

8 問い合わせ先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁3階

沖縄県 子ども生活福祉部 子ども未来政策課 事業推進班（担当：郡司）

電話番号 098-866-2100 FAX 098-869-5146

電子メールアドレス：aa031607@pref.okinawa.lg.jp